



保険営業マン最前線インタビュー 現役ファイナンシャルプランナーからみた相続診断士

今回は保険営業マンに直接インタビューできました。

■相続診断士資格を知ったきっかけは?

「同じ勉強会に参加している友人から相続診断士資格について教えていただき、昨年の6月頃に取得しました。」

■資格取得後、具体的に変わったところは?

「保険の募集を始めてまだ2年目です。30代、40代のお客様と成約した後、ご両親はどうされているのかなど考えるようになり、資格取得後

に相続のお話を積極的にさせていただくようにしています。最近のご両親の紹介をいただけるようになりました。」

■紹介を頂戴するにあたり具体的にどうされていますか?

「保険契約の後にアンケートを頂戴しています。お話の内容はどうかを伺い、最後にご紹介をいただくようにお話しています。こちらから具体的な相続の話をしてご両親はどうされていますか?なんて質問しています。そうするとお客様から「実は…」なんてお話していただく

ことも多くなってきています。」

■保険の提案にあたり、生命保険がどのように相続に有利になるかお話をしていますか?

「生命保険金の非課税枠の話は必ずするようにしています。結果、現金で持っているより生命保険のメリットを理解していただき、一時払い終身保険を採用いただくことが多くなっております。また、最近では贈与の非課税枠を利用した保険料贈与プランのご案内をしています。」

■他にはどういった活動をされていますか?

「最近では相続のセミナーを開催しております。セミナーの集客は地域へのポスティング、経営者の集まる異業種交流会で案内したりしています。また、今後は税理士とジョイントしてセミナーを企画しています。」

■相続診断士を取得してお客様からどういった反応がありますか?

「お客様とお話して感じることは、相続に関しては既存の相談先の敷居が本当に高く感じておられるのだなということです。相談料が高いのではないかと、こんな質問をしてもいいのかわ、そもそも誰に相談していいのかわ等。ご面談の中でそのようなお話が何回も出てきています。その

点、近くの保険屋さんが気軽に相続の相談相手になれるという意味で相続診断士という資格をとって本当に良かったと思います。」

■他の相続診断士の方に向けてなにかありますか?

「まわりにも保険営業をされている方で相続診断士を持っている方が多くいますが、そのことをお客様に伝えていない方がほとんどです。おそらく相続の相談を受けた時に答えられないという恐怖心がそうさせると思いますが、相続診断士はその答えを知っている人(パートナー)を紹介できますよと案内する役に徹することです。保険に関してはプロですが、相続に関しては交通整理をする役目です、と伝えることでその恐怖心は和らぐのではないのでしょうか。お客様はそういった方を求めていると思います。」

福島様、今後も笑顔相続をふやして下さい。本日は貴重なご意見ありがとうございました。

毎月様々な相続事例を解説します



ご協力頂いた福島さん
ふくしまFP事務所 福島芳己様



Quick Quiz 皆さんは解けるかな? 過去問題より抜粋

相続税の計算において、宅地等の評価につき設けられている小規模宅地等の特例の適用 に関して述べる次の記述につき、正しいものには○を、誤っているものには×をつけなさい。

Q1 同居親族のいない被相続人の居住用宅地等を、別居親族(相続開始前3年以内に、自己または自己の配偶者の所有する持ち家に居住したことがない)が取得し、相続税の申告期限までその宅地等を所有した。

Q2 被相続人の居住用宅地等を配偶者が取得し、相続税の申告期限までにその宅地等を売却した。

Q3 特定同族会社の物品販売業の用に供される宅地等をその会社の役員である親族が取得し、相続税の申告期限までその宅地等を保有し既存の事業を継続した。



※回答は裏面の下に記載してあります。

過去問をクイズ形式で掲載いたします。
楽しく覚える「相続知識」

SEMINAR INFORMATION

相続診断士の方は是非セミナーに参加して下さい。

相続診断士の業務ガイダンス&エンディングノートの本質を伝授!!

実践!事例シリーズ!!

笑顔相続ノート作成セミナー講師養成講座!

相続診断士・笑顔相続マスターコース!!

相続診断士の活動事例等「役に立つ!」との声を多く頂いています。

相続の格言

要注意!! 相続資産は自宅だけ、、、

いざ相続になった場合に現金資産なら分ける事が容易に出来ますが、資産が自宅だけの方は法定相続人がみんなで分けるのが困難で大きなトラブルに発展する事が多いです。皆様の廻りにこんな方いませんか?

相続診断士を取得した 保険営業現場での活用事例とりまとめ

我家にはお金がないから相続なんて関係ないよ!!は危険です。



相続診断協会
ホームページは
こちらからでも
souzokushindan.com

■士業マーケットにおける 人脈構築の一環

社歴も浅く今まで税理士の先生とのお付き合いが無かったが、協会セミナーに参加したところ、お名刺交換や簡単な質問ができ、税理士、弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士の方々をご紹介いただいた。いまでは法人マーケットでの商談の際に、とても役立っている。

昨年診断士向けセミナーに、税理士事務所スタッフを誘って出席したところ、『ためになった』と喜んで

頂き、スタッフから税理士への報告後、税理士が興味を示し、相続診断協会のパートナーとなり、相続診断協会や相続診断士から相続案件の紹介もあり、いまでは税理士事務所内で税理士資格をお持ちでないスタッフ向けに出張試験を行い、所員のレベルアップ、名刺への記載などで、その税理士事務所全体で感謝され、ご紹介案件も増えている。

■法人マーケットにおける事業承継商談へのステップ

既契約者である中小企業の社長

に『相続診断士の資格を取ったので、会社の業務終了後会社の会議室をお借りして、相続セミナーをしてみたいかですか?』と提案したところ快く了解して頂き、8名の従業員役員様相手に1時間ほど、セミナーを行いました。

相続の一般事例をご案内し、協会セミナーで学んだ『エンディングノート』を中心にを行い、参加者全員喜んで頂き、その中で3名の個別相談のアポイントを頂きました。

後日社長へご報告に伺い、『相続



は個人だけでなく、法人にも該当することですね』とお話したところ、『会社では話がしにくいので、別の日に別の場所で時間が取れないか』と小声でお話を頂き、後

継者問題から事業承継の話に発展しました。

活用事例を募集 しています。

当協会までお気軽にご連絡下さい。

採用者には御礼します。

03-6661-9593

が終わり、Aの手元に単純に2億円が入るのには長い年月が必要である。その間のリスクもAは背負うことになるためです。

しかし本事例②は実際にあったケースです。

また不動産を相続する者がそのローンも一緒に負担する、という遺産分割はよくありますので似たようなケースについて相談されることがあるはず

です。相続税は相続人が一番気にする問題と言っても過言ではありません。

具体的な相続税の相談を受けた場合には税理士に相談するというスタンスを忘れないようにしましょう。

様々な相続事例の解説

～遺産分割と相続税うっかり間違えそうな事例～

■事例:被相続人には長男Aと二男Bがいます。被相続人の財産は3億円のビル・2億円の預金・5億円の借金です。

①法定相続分に従い、AB各2分の1の割合で資産も負債も相続した場合に相続税は課税されますか?。

②遺産分割協議によってAが3億円のビル・5億円の借金をBが2億円の預金を相続した場合には相続税は課税されますか。

【質問】

①相続税は課税されません。3億円(ビル)+2億円(預金)-5億円(借金)=0円(課税価格)

結局は積極財産(ビル・預金)と消極財産(借金)の価値が同等で正味の純財産はゼロとなるために相

続税は課税されません。

②相続税は課税されません。or 相続税は課税されます。

正解はどちらでしょうか?。

【解説】

②について相続税は課税されません。なぜなら①と同様に課税価格は0円なのだから相続人間で遺産をどう分けようが影響はありません。

具体的な計算としてはAは3億円(ビル)から5億円(借金)を差し引くと取得した正味の純財産がマイナス2億円となるために相続税は課税されない。一方Bは2億円(預金)からAのマイナス2億円を引いて0円となるためやはり相続税は課税されない。

と答えてしまうと大変なことになります!!!
じええええ

【正解】

Bには2,500万円の相続税が課税される。

相続税は基本的に被相続人の相続財産の合計額より納付すべき相続税の総額を計算して、この総額を取得した財産の価額で各人の納付税額を求めることになっています。しかし厳密な計算過程においては、各人ごとに取得した財産の価額を積み上げることで被相続人の相続財産の合計額を計算しています。

この過程において財産を取得した者のうちに取得した正味の純財産がマイナスになる者(本事例におけるA)がいた場合には、これをゼロとカウントするため、マイナス分が他の者(本事例におけるB)が取得した財産と通算されることはありません。

したがってBが取得した正味の純財産は2億円となり弟が納付すべき相続税額の計算は次の通りになります。

2億円-(5,000万円+1,000万円×2人)=1億3,000万円

(1億3,000万円÷2×30%-700万円)×2=2,500万円

【教訓】

法定相続分による遺産の分配時には相続税が課税されない場合でも遺産分割協議による遺産の分配方法によっては、相続税が課税されることがある。

本事例②のような遺産分割協議が現実に行われることは稀なケースだと思います。Bは容易に2億円を取得できるのに対してAは5億円の借金を抱え、たとえAが相続するビルの賃料収入が多く見込めるとしてもその返済

開催場所:東京、札幌、仙台、大阪、名古屋、福岡

春の全国統一試験実施が日時決定

相続診断士の受験方法が3つになります。

- 1、CBT試験(従来通りパソコンスクールで受験)
- 2、団体試験(10名様以上の場合には指定場所にて試験を行います)

※要問合せ

- 3、全国統一試験(下記に記載)

当協会のホームページから申してください。souzokushindan.com

■日時:平成26年3月18日
14:00~16:10まで(試験時間60分+講習60分予定)
開催場所:東京、札幌、仙台、大阪、名古屋、福岡
各会場の詳細場所については、3月初旬に決定いたします。
申込締め切り:平成26年2月18日



全国にて相続関連セミナー開催中!

※詳しくはホームページをご覧ください。

相続診断士

検索

1冊@1,050円

相続診断士の方は

@1冊420円(税込)

笑顔相続ノート練習ノートが付属しています。



笑顔相続ノートと練習帳

A4サイズ
8ページ

A4サイズ
24ページ

笑顔相続ノートが新しくなりました

※資料請求やツール購入はホームページから。※相続診断士®団体試験のご要望は協会へご連絡ください

お問合せは 一般社団法人 相続診断協会 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2丁目13番9号ダヴィンチ人形町7階 TEL: 03-6661-9593 FAX: 03-6661-1196 Email: info@souzokushindan.com

クイズの解答 Q1.回答○ Q2.回答○ Q3.回答○